

東郷町立小中学校英語活動事業派遣業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により、東郷町立小中学校英語活動事業派遣業務を受実施する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

東郷町立小中学校英語活動事業

(2) 業務内容

別紙「東郷町立小中学校英語活動事業派遣業務仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 事業費

123,243,120円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

各年度の上限額 令和8年度 41,081,040円

令和9年度 41,081,040円

令和10年度 41,081,040円

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の定めに該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 国税、愛知県税及び東郷町税に未納がないこと。
- (5) 東郷町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年12月19日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第2号）による指名停止を受けていない者
- (7) 法人格を有していること。
- (8) 本業務と同種又は類似の事業実績を有すること。
- (9) 本業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本町の指示

に迅速かつ柔軟に対応できること。

5 申込方法及びスケジュール

項目	日程等
実施要領の公表	令和7年12月25日（木）から ・必要な書類は、町HPからダウンロードすること。
質問の受付	令和8年1月6日（火）午後5時まで ・質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで送付すること。
質問の回答	令和8年1月8日（木）までに町公式ウェブページで公表
参加表明書の提出	令和8年1月9日（金）午後5時まで ・東郷町役場2階学校教育課に書面で提出すること。 ・郵送の場合は、上記期日までに必着とすること。
企画提案書等の提出	令和8年1月16日（金）から同月23日（金）午後5時まで ・東郷町役場2階学校教育課に書面で提出すること。 ・郵送の場合は、上記期間に必着とすること。
プレゼンテーション審査	令和8年1月30日（金）予定 ・プレゼンテーション審査の実施時間等の詳細は、令和8年1月23日（金）までに各提案者に電子メールで通知する。

6 書類の提出

（1）提案参加表明書等

提案参加表明については、以下の書類を各1部作成し、期限内に東郷町役場2階学校教育課に提出すること。

- ア 提案参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（任意様式）
- ウ 類似業務実績調書（任意様式）

（2）企画提案書等

企画提案については、以下の書類をア及びウは正本1部、イは正本1部及び副本8部（コピー可）の計9部を作成し、期限内に東郷町役場2階学校教育課に提出すること。応募書類については、正本はアからウ、副本はア及びイを一式として1部ずつクリップ留めで提出し、ステープラー等は使用しないこと。

- ア 企画提案申請書（様式2）
- イ 企画提案書（任意様式。日本産業規格A4 片面印刷 20枚程度）
- ウ 見積書（任意様式）

※見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

(3) 提案書に記載する主な提案項目

- ア 実施方針
- イ 業務実績
- ウ 実施体制
- エ 提案内容

7 審査に関する事項

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選定委員会において行うものとする。

(1) 評価項目

No.	評価項目	主な内容	配 点
1	実施方針	小中学校の英語活動に対する基本的な考え方等について	10点
2	業務実績	小中学校の英語活動の事業実績等について	5点
3	実施体制	講師の選定について 統括責任者の選任について 業務の運営体制について 不測の事態への対応について	20点
4	提案内容	中学校の「外国語」の取組方針について 5・6年生の「外国語」の取組方針について 3・4年生の「外国語活動」の取組方針について その他独自の提案・工夫について	35点
5	見積金額	価格の妥当性	30点
合 計			100点

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを実施し、選定委員会で評価する。

- ア 開催日

令和8年1月30日（金）

- イ 開催場所

東郷町役場内（愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地）

(3) 審査結果

ア 選定委員会による評価で、最も得点の高い提案者を第1位の優先交渉権者と

し、次点の者を第2位の優先交渉権者とする。

イ 最高得点の提案者が複数であった場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。

ウ 最高得点及び見積金額が同額の場合は、審査委員の合議により決定する。

エ 審査結果は、審査終了後に提案者全員に通知する。

オ 優先交渉権者及び審査結果は、本町のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、優先交渉権者以外の提案者名は非公表とする。

カ 審査結果に関する問合せ及び異議申立ては受けない。

(4) 業者決定及び委託契約の締結

令和8年2月（予定）

8 契約事項

- (1) 審査により選定された優先交渉権者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る派遣請負契約を締結することを前提とする。
- (2) 最終的な業務仕様については、事業者との協議により決定する。
- (3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第2位の優先交渉権者と協議を行う。

9 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加表明書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 本要領における諸条件（見積金額が事業費上限を超えた場合を含む。）に違反した場合

10 その他

- (1) プロポーザルに参加するために係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合は、本町は、当該著作権を無償で使用することとする。
- (4) 本町が必要と認めたときは、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 本件に係る情報開示請求があった場合には、東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21号）に基づき、提出書類を開示することがある。

(7) 本件は、東郷町公契約条例第9条第2項の規定に基づく労働条件の確保についての報告を求める特定公契約となります。

11 事務局（問合せ先）

東郷町教育委員会教育部学校教育課

所在地 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話 0561-56-0752（ダイヤルイン）

メール tgo-gakko@town.aichi-togo.lg.jp